

## 船舶インシデント調査報告書

令和2年5月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和元年6月23日 16時20分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市神崎 <sup>かんざき</sup> 北方沖 三本松鼻灯台から真方位289° 2.2海里付近 (概位 北緯35° 31.0′ 東経135° 18.1′)
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>シヤクナゲ</sup> CHAT QUI NAGEは、抜錨作業中、CHAT QUI NAGEのアンカーロープがプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年11月20日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート CHAT QUI NAGE、5トン未満（長さ7.07m）
船舶番号、船舶所有者等	250-38581 京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、船首の巻き上げ機で抜錨作業中、機関（船内外機）を前進としたところ、アンカーロープがプロペラに絡まり、機関が停止した。 本船は、風浪に圧流され、消波ブロックに乗り揚げた。 船長は、風浪が強かったので、沿岸に圧流されると思い、錨が揚がる前に機関を使用した。アンカーロープの方向を確認して前進すべきであったと本インシデント後に思った。
分析	本船は、抜錨作業中、船長が、アンカーロープの方向へ機関を前進としたことから、同ロープがプロペラに絡まり、機関が停止し、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、抜錨作業中、船長がアンカーロープの方向へ機関を前進としたため、同ロープがプロペラに絡まり、機関が停止したことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 抜錨作業中は、アンカーロープの方向を確認して機関を使用すること。